

本庄市内の建築物等における木造化・木質化に関する方針

平成28年9月15日 市長決裁

平成31年4月26日 改正

令和4年9月27日 改正

(目的)

第1 この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、埼玉県が定めた埼玉県内の建築物等における木造化・木質化等に関する指針（平成15年11月15日知事決裁）及び法第3条に規定する理念に即して、法第12条第2項に掲げる必要な事項を定め、本庄市内の建築物等における地域産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1)「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物をいう。
- (2)「市有施設」とは、市が事業主体となり建築する公共建築物（法第2条に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
- (3)「建築」とは新築、増築及び改築をいう。
- (4)「市施工土木工事」とは、市が事業主体となり施工する、道路、公園、河川及び下水道等に係る土木工事をいう。
- (5)「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全て又は一部を木造とすることをいう。
- (6)「木質化」とは、建築物の内装及び外壁等に木材を用いることをいう。
- (7)「地域産木材」とは、主として本庄市及び周辺の森林から産出された木材で、原則として「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材又は森林認証制度に基づく認証により、県内の森林から産出されたことが確認できる木材をいう。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 市は、法第4条に規定する市の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する市有施設及び市施工土木工事における地域産木材の利用に努める。

- 2 市は、本庄市内において非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物を整備する事業者に対して、積極的な地域産木材の利用の理解と協力を求める。

(市有施設における木材の利用の目標)

第4 市有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、原則として木造化する。

(1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。

(2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。

(3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。

2 市有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、別表に掲げる部分について、可能な限り木造化・木質化を進める。

3 木造化及び木質化の実施にあたっては、原則として地域産木材を使用する。

4 木造化・木質化の実施にあたっては、地域で一般に流通している製材品を最大限に使用するとともに、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況を踏まえ、CLTや新たな木質耐火部材等の活用に努めるものとする。

(市有施設の備品及び消耗品)

第5 市有施設において、机、椅子等の備品及び室名プレート、文具類等の消耗品には、地域産木材を用いた製品の積極的な使用に努める。

(市有施設の暖房器具等)

第6 市有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とする器具等の導入に努める。

(市施工土木工事等の木材利用)

第7 市施工土木工事及び市有施設の外構工事においては、間伐材等の地域産木材及び地域産木材を用いた製品を積極的に使用する。

(木材関連業者等への要請)

第8 市は、国又は地方公共団体以外の者であつて建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、法第8条の規定を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力し、この方針に基づく木材の利用の促進及び適切な供給の確保に努めるよう要請する。

2 市は、林業従事者、木材製造業者、木材の利用の促進に取り組む設計者等に対して、建築物を整備する者のニーズに対応した品質の確かな地域産木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、地域産木材の利用方法の提案等に努めるよう要請する。

3 市は、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、法第6条の規定を踏まえて木材の利用が促進されるように地域産木材の安定供給努めるとともに、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく森林計画に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに地域産木材を含む合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るよう要請する。

(PR及び普及)

第9 市は、市有施設及び市施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努める。

- 2 木材利用促進の日(毎年10月8日)及び木材利用促進月間(毎年10月)において重点的に、木材利用関係者が連携し、積極的に普及啓発に取り組むものとする。
- 3 市は、地域産木材を活用した優良な施設に対して表彰を実施するなど、地域産木材の利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められるものに対し、表彰を行うよう務める。
- 4 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努める。

(情報提供)

第10 市は、地域産木材の流通及び製品等に関する情報の収集・分析・提供に努める。

(コスト縮減への留意)

第11 この方針の運用にあたっては、地域内で一般に流通している製材品をなるべく多く使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの縮減に十分留意するとともに、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮し、それらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

(建築物木材利用促進協定制度の活用)

第12 市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における地域産木材の利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努める。

- 2 市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申し出があった場合、法の目的や基本理念、基本方針及び本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。
- 3 市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表する。

(適用)

第13 この方針は、平成28年10月1日から適用する。

- 2 この方針は、平成31年4月26日から改正する。
- 3 この方針は、令和4年9月27日から改正する。

別表(木造化・木質化する市有施設)

公 共 建	用途	内装の木質化 を図る部分	外壁等の木質化 を図る部分
	・学校	・玄関ホール	・軒(庇)、ピロティ等の雨よ

<p>築物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設 ・保健、医療施設 ・スポーツ・文化施設 ・市営住宅 ・庁舎等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロビー ・共用廊下 ・主要な居室 	<p>けがある外壁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軒裏及びピロティの天井
<p>工作物</p>	<p>公共建築物に付属する案内板、掲示板、外柵、デッキ、パーゴラ、遊具等</p>		